

Times PAY 加盟店課金規約

加盟店（以下「契約者」という）は、パーク 2 4 株式会社（以下「パーク 2 4」という）が提供する、Times PAY を利用したクレジットカード決済等の利用サービス（以下「本件サービス」という）に関し、パーク 2 4 が決済端末を介したシステムを有償で提供することについて、「Times PAY 加盟店課金規約」（以下「本規約」といいます）に従うものとします。

なお、契約者が加盟店申し込み時に同意した「Times PAY 加盟店規約(クレジットカード決済)」等の各種規約類（以下「各種規約類」という）と本規約が抵触する場合には、本規約が各種規約類に優先して適用されるものとします。

第 1 条（契約期間）

契約期間は、「Times PAY 加盟店規約(クレジットカード決済）」（以下「加盟店規約」という）に準ずるものとします。

第 2 条（システム使用料）

1. 契約者は、各種規約類で定める手数料等とは別に、システム使用料として決済端末関係機器 1 台あたり別途規定した料金を毎月 27 日（当日が銀行休業日であれば翌銀行営業日）に支払うものとします。なお、支払い方法は原則として契約者の預金口座からの口座振替により支払うものとします。但し、パーク 2 4 が適当又は必要と認めた契約者は、パーク 2 4 指定の預金口座へ振込む方法等、パーク 2 4 が別途定めた方法により支払うものとします。
2. 金融情勢の変動等により、当社は、当該システム使用料を改訂することがあり、契約者は、これを承諾します。システム使用料を改定する場合、改定日の 1 ヶ月以上前に、加盟店規約第 3 8 条に定める当社ホームページに掲載する等により、契約者に告知するものとします。当該システム使用料の改定に同意されない場合は、契約者は改定日までにパーク 2 4 に対し所定の解約の申し出を行うことにより、本件サービスを解約するものとします。なお、改定日までにパーク 2 4 に対し解約の申し出を行わなかった場合、改定後のシステム使用料に同意したものといたします。
3. 契約者は、契約者が前項の支払いを遅延した場合には、加盟店規約第 3 3 条第 1 項の即時解約事由にあたることを承諾します。
4. 契約者が決済端末関係機器を追加する場合には、契約者は、本条 1 項に基づき、決済端末関係機器の追加台数分のシステム使用料を支払うものとします。なお、支払いは、決済端末機器発送日の月の翌月からとします。
5. 本件サービスが解約となった場合、契約者は、速やかにパーク 2 4 に決済端末関係機器を返却するものとし、パーク 2 4 は契約者から決済端末関係機器が返却されたことをもって、本規約を解約するものとします。なお、契約者は、決済端末関係機器がパーク 2 4 に返却された月までのシステム使用料を支払うものとします。
6. 本規約は毎月支払うシステム使用料の適格請求書（インボイス）としての条件を備えるものとします。（適格請求書発行事業者の登録番号：T6010001115658）
7. 本契約の取引に係る消費税及び地方消費税は、契約日現在において適用される税率とし、

新税制が施行された場合は、その税率に基づき支払い額を変更します。但し、税率の変更後については特に書面の取り交わしは行いません。

8. 本契約にて生じた小数点以下の金額については四捨五入にて処理するものとします。

第3条 (売上金の相殺)

パーク24は、契約者が第2条に定めるシステム使用料を支払わなかった場合は、加盟店規約第18条に定める決済代金の引渡し時に、決済代金よりシステム使用料を相殺することができるものとします。なお、同規約第23条2項に従い手数料等を相殺する場合は、同規約の手数料等の相殺が優先します。

第4条 (費用の負担)

口座振替に関する手数料はパーク24が負担するものとします。その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課は、契約者が負担するものとします。

第5条 (規約の変更)

パーク24は、契約者の事前の承認なしに、本規約について、その変更内容をパーク24ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で、契約者に告知することにより変更することがあります。この変更の効力は、パーク24ホームページに掲載した効力発生日または適切な告知方法において明示した効力発生日より生ずるものとします。

第6条 (その他契約内容)

本規約に定めなき事項については、各種規約類の定めに従うものとします。

2024年 12月 1日 制定